

防災マニュアル キッズボンドボンドEX 第三教室 八街

地震、火災、風水害、その他の災害に対処するため、防災マニュアルを定めます。

- 人命の保護を最優先します。
- 施設を保護し、業務の早期復旧を図ります。
- 余力がある場合には近隣住民や施設への協力に当たります。

第1章 想定される災害および対策

(1) 地震

大きな地震に見舞われた時は、施設が孤立する恐れがあります。導入路が土砂崩れ等で遮断され、人、モノの出入りができなくなることが想定されます。さらに、電気や水道、ガス等が使えなくなることや、被災により施設の建物が使えなくなることもあり得ます。そのような厳しい被災を前提に、対応を検討する必要があります。

⇒ 安全確保、避難誘導、避難場所の確保、寝具・食料・水・暖房等の確保

(2) 火災（火事）

施設内での火事に対しては、いかに防ぐかという取り組みと、万一発生した時の消火および避難の訓練が必要です。火災で施設が全面的に（または一部が）使えなくなった場合の対応も描いておく必要があります。

⇒ 現場確認、通報、避難誘導、初期消火

(3) 台風・大雨（風水害）

台風や集中豪雨で土砂崩れが発生し、交通が遮断されたり、敷地の一部が崩壊する等の被災が想定されます。まれに、それに伴う停電等に見舞われることもありえます。孤立した際の対応も描いておくことが重要です。

⇒ 土砂崩れ等の危険性の事前検討、安全な避難路の確保、食料等の確保等

第2章 災害時における緊急の組織体制

1 災害対策室

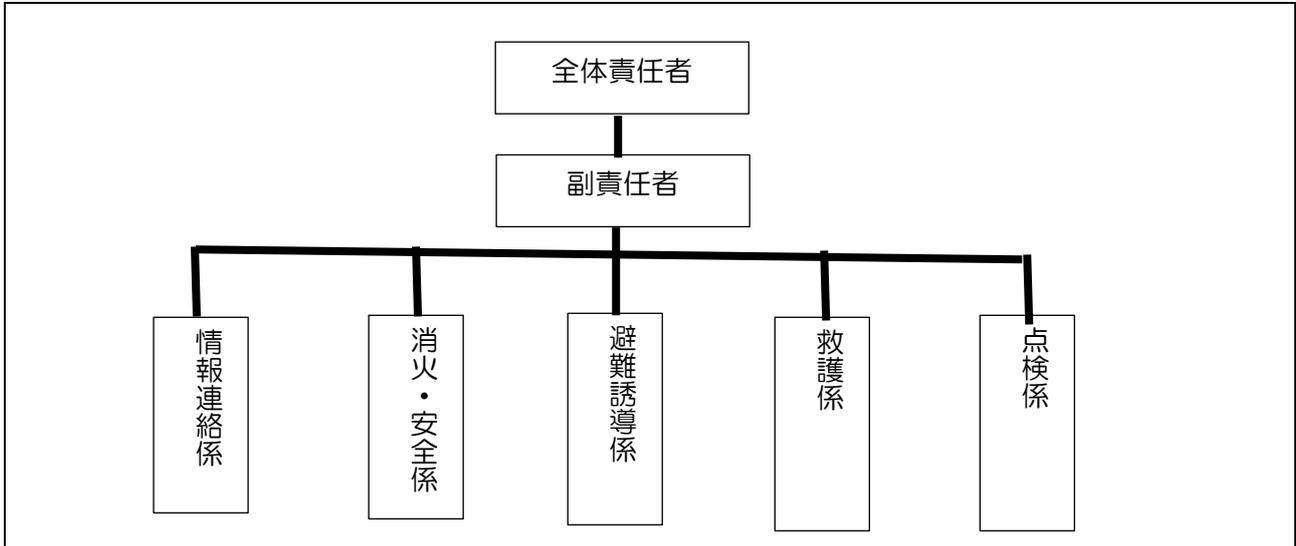
(1) 設置の状況

災害対策室を、震度5強以上の地震、その他の大災害発生時に設置。

(2) 設置場所

キッズボンドE×グループ本部（キッズボンドE×八街）
千葉県八街市八街い188-2 山田SGビル

(3) 役割分担組織図



(4) 役割分担の内容

役割	内容
全体責任者	<ul style="list-style-type: none">・ 災害対策に関する全ての責任・ 各係への職員への配備指示
副責任者	全体責任者の補助および全体責任者不在時の代行
情報連絡係	<ul style="list-style-type: none">・ 災害情報を一元収集・ 防災関係機関など外部との連絡
消火・安全係	<ul style="list-style-type: none">・ 火災の予防・ 初期消火・ 安全確認
救護係	<ul style="list-style-type: none">・ けが人の応急手当・ 医療機関などへの救急搬送手配等
避難誘導係	<ul style="list-style-type: none">・ 危険な箇所からの退避誘導・ 避難場所などへの誘導
点検係	<ul style="list-style-type: none">・ 設備や機械、建物などの状況点検

2 緊急連絡網

(1) 緊急連絡網（利用児童、職員の安否確認・緊急動員）

緊急連絡網を、普段から用意しておく。大きな災害に見舞われた時に速やかに、連絡や安否確認ができるようにしておく。

(2) 注意事項

- ① 災害が発生した時、速やかに指定された次の職員へ連絡。
- ② 連絡は簡潔に。長電話はさける。(定型文で迅速化を図る)
- ③ 連絡網指定の職員と連絡がとれないときは、その職員をとばして次の職員へ連絡。
- ④ 被災して怪我をしたり、被害をうけた職員に対し、必要なサポートを行う。
- ⑤ この緊急連絡網は、災害対策室からの情報伝達用連絡網としても使用する。

3 情報の収集と提供

(1) 収集方法等

情報収集の項目	・ 情報収集の方法・担当者
利用児童・職員の安否確認	・ 利用児童一覧、緊急連絡網により電話確認
被害状況の把握と記録-1 (建物)	・ 事業所職員が収集 ・ 建物の被害調査を、建築業者に依頼
被害状況の把握と記録-2 (設備、物品等)	・ 事業所職員が収集 ・ 業者に被害調査を依頼
ライフラインの被害状況 (水道、電気、ガス、電話 他)	・ 災害時における緊急の組織体制で定めた任務分担に従 い、情報を収集
連絡-2 (その他関係先)	・ 関係防災情報一覧表 (次ページ) による

(2) 注意事項

- ① 職員の安否確認を行う。(建物内の職員、施設外出務中の職員)
- ② けが人の有無(傷病程度も)を把握し、必要な応急措置を行う。
- ③ 収集した情報は、会議室の壁にまとめて張り出す等(誰にでも見られる状態に)して、情報の一元管理を図る。
- ④ 災害対策用の職員の招集と、自宅待機職員の振り分けを行う。
- ⑤ 勤務時間外に発生した場合には、参集者で災害対策室を立ち上げる。

(3) 関係機関一覧表

機関	入手先名(機関名)	電話番号
消防	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部・佐倉消防署	043-481-0119
	八街消防署	043-440-0119
警察	佐倉警察署	043-484-0110
	八街幹部交番	043-443-1110
市	八街市役所 防災課	043-443-1119
	八街市役所 障がい福祉課	043-443-1649

4 応急救護・初期消火・避難等

(1) 初期活動一覧表

流れ	活動
1. 初期対応	利用者を落ち着かせ、利用者をその場に待機させる。
2. 自衛消防活動の開始	自衛消防隊長は自衛消防隊を組織し、自衛消防活動を開始する。 ① 自衛消防隊長は、消火担当に現場の確認、場合により初期消火に向かわせる。 ② 消火担当は消火器を持ち、現場の確認、場合により初期消火
3. 被害状況の確認	初期消火
4. 活動方針の決定	自衛消防隊長は避難に関する指示・命令の伝達、各担当の任命 通報連絡担当に指示を出し、
5. 避難誘導 および 各担当活動	(1) 通報連絡担当 <ul style="list-style-type: none"> ① 通報連絡担当より以下の内容を伝達する。 「職員の指示に従って落ち着いて避難してください。」 ② 消防機関への出動要請連絡
	(2) 避難誘導担当 <ul style="list-style-type: none"> ① 避難者に避難方向を知らせ、落ち着いて避難させる ② あらかじめ定められた屋外避難場所に避難させる。
	(3) 応急救護担当 <ul style="list-style-type: none"> ① 救急用具を持ち、避難場所に救護所を設置する。 ② 負傷者の応急処置を行なう。
	(4) 安全防護 <ul style="list-style-type: none"> ① 一度避難した者が、忘れ物等のため、再び入ることのないように注意する。
6. 自衛消防隊長への情報	(1) 避難誘導担当は、逃げ遅れの有無を確認し、その情報を得たときは、直ちに自衛消防隊長へ報告する。 (2) 訓練参加職員は避難完了後自衛消防隊長に報告する。

(2) 震発生時の心得

【地震の心得10カ条】

① まず身体の安全を図る

地震が発生したら、まず、丈夫なテーブル・机などの下にもぐって身をかかし、しばらく様子を見ます。（窓ガラスからも離れる）

② 揺れが止まってから、火の始末

地震を感じたら、火の周辺には近づかず、揺れがおさまるのを待ってから、落ち着いて火の始末をします。（炎や熱湯による、やけどの発生を防ぐ）

③ 火が出たらまず消火

万一出火した場合には、初期のうちに火を消すことが大切。周囲に声をかけあい、皆で協力して初期消火に努めます。大地震で恐ろしいのは火災です。

④ あわてて外に飛び出ない

屋外は、屋根瓦、ブロック塀、ガラスの飛散など、危険がいっぱい。揺れがおさまったら、外の様子を見て、落ち着いて行動します。（外へ出るときは、ヘルメットや頭巾などをかぶって出ます）

⑤ 危険な場所には近寄るな

危険な場所（狭い路地、塀ぎわ、ブロック塀の傍など）にいるときは、急いで離れます。

⑥ かけ崩れ、津波などに注意

かけ崩れ、津波などの危険区域では、安全な場所にすみやかに避難します。

⑦ 正しい情報で行動

テレビやラジオ、防災機関からの信頼できる情報に基づき行動。デマに惑わされないよう注意します。

⑧ 人の集まる場所では、特に冷静な行動を

あわてて出口や階段に殺到せず、係員の指示に従う。

⑨ 避難は徒歩で、持ち物は最小限に

避難は徒歩で（車、自転車は使わない）。身軽に行動できるよう、荷物は必要最小限にとどめます。荷物は背負うなどして、両手を使えるように空けます。

⑩ 自動車は、左に寄せて停車

カーラジオの情報に注意し、勝手な走行はしない。走行できない場合は、左に寄せて停車し、エンジンを止める。車を離れて避難する時は、キーはつけたままで、ドアロックもしない。車検証などの貴重品を忘れず持ち出して、徒歩で避難します。

「震災」：応急対策のポイント

(1) 安全確保

強い揺れが起きたときは、机の下などで頭部を中心として身体を守ります。

職員は、自らの安全を確保すると同時に、利用児童に対する声かけなどにより安全を図ります。揺れが収まってきたら、皆の安否を確認します。

重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで可能な限りの応急手当を施します。また、不幸にも死者が出た場合は、隔離して安置します。

(2) 利用児童の避難経路の確保

施設の被害状況（建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など）を確認し、利用児童の避難経路を確保します。

建物の倒壊の恐れがある場合は、すみやかに避難します。利用児童の障害の特性に応じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等による2次災害が想定される児童の対応も、あらかじめ定めておきます。

火災が施設内外で発生した場合は、利用児童及び職員の避難を優先するとともに、初期消火を実施して延焼防止に努めます。

(3) 関係機関との連絡調整

被害（利用児童、職員、施設・設備等）があった場合は、すみやかに医療機関、消防、市町村などに連絡します。

(4) 保護者への連絡

利用児童の安否を、必要に応じて、保護者に伝えます。

また、震災が発生し、業務継続が困難になった場合は、保護者に連絡の上、帰宅させます。あらかじめ、保護者と帰宅方法を調整しておくため、定期的に引き渡し訓練を実施いたします。

(5) 施設の再点検・補修等

施設の早期復旧のため、建物を点検し、被災箇所、その状況を記録します。

「風水害」：応急対策のポイント

(1) 安全確保

台風の接近などによって被害が想定できる場合は、気象情報などに注意し、必要に応じて緊急避難場所に避難します。

集中豪雨や竜巻など、あらかじめ避難することが困難な場合は、職員自らの安全を確保すると同時に、利用障害児に対する声かけなどにより安全を図ります。風雨が収まってきたら、利用児童及び職員の安否を確認します。

重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで、可能な限りの応急手当を施します。また、不幸にも死者が出た場合は、隔離して安置します。

(2) 利用児童の避難経路の確保

施設の被害状況（建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など）を確認し、利用児童の避難経路を確保します。

建物の倒壊や水没の恐れがある場合は、すみやかに避難します。利用児童の障害の特性に応じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等による2次災害が想定される方の対応も、あらかじめ定めておきます。

(3) 関係機関との連絡調整

被害（利用児童、職員、施設・設備）があった場合は、被害（利用児童、職員、施設・設備等）があった場合は、すみやかに医療機関、消防、市町村などに連絡します。

(4) 保護者への連絡

利用児童の安否を、必要に応じて、保護者に伝えます。

施設で風水害等が発生し、業務継続が困難になった場合は、保護者に連絡の上、帰宅させます。あらかじめ、保護者と帰宅方法を調整しておくため、定期的に引き渡し訓練を実施いたします。

(5) 施設の再点検・補修等

施設の早期復旧のため、建物内外を点検し、被災箇所、その状況を記録します。